

小郡市議会のハラスメント根絶に関する決議

市民から負託を受けた小郡市議会は、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、公共の福祉の増進という地方自治の本旨を体現するとともに、住民全体の奉仕者として住民福祉の向上に努めなければならない。

ハラスメントは、他者に対して行われる極めて悪辣な行為であり、ハラスメントに対する無自覚によって相手に被害を与える「人権侵害」である。また、ハラスメントは、基本的人権、個人の尊厳を著しく傷つけ、議会活動に支障を来し、議会の社会的信用及び信頼を失うことにつながる。特に市職員に対するハラスメントは、議員と市職員という人間関係を背景とするため顕在化しにくい上に、不当に市職員の尊厳を傷つけ、最悪の場合、回復不能な肉体的、精神的な被害をもたらし、ひいては人材の喪失、行政の停滞を招くことになり、更には議員への市民の信頼を裏切ることになりかねない。

小郡市議会は、議員及び議会としての役割を十分発揮するため、互いに人格を尊重し相互信頼を深めることを通じて、ハラスメントの防止及び根絶に努め、信頼される議会の実現を目指し、下記のとおり表明する。

記

- 1 すべてのハラスメントの根絶を目指して、議会が率先して防止策に取り組み、逸脱する議員に対しては議会として責任をもって対処する。
- 2 議員は、自らの言動によるハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任の所在を明確にするよう努める。
- 3 ハラスメントの防止及び根絶を図るため、議員に対し必要な研修を実施する。
- 4 「小郡市議会ハラスメントの根絶に関する条例」を策定し、市民からの信頼に応える。

以上、決議する。

令和5年9月22日

福岡県小郡市議会